

### 3 運営指導について

#### 3-1 令和7年度運営指導における指摘事項及び指導事項について

令和7年度は、居宅介護支援事業所9ヶ所に対し指導を行いました。  
指導時に指摘した事項は、以下のとおりです。

|   | 指摘事項                                                                                                                         | 助言・説明                                                                         | 法令根拠                     |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1 | 虐待の防止のための指針に、「虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項」について盛り込むようにすること。                                                                     | 虐待防止委員会は、1人CMなどの小規模事業所でも実施しなくてはならないことに注意してください。                               | 基準省令第27条の2<br>解釈通知       |
| 2 | 指定申請時（更新時含む）に提出した事項に変更があったときは、10日以内にその旨を市へ届け出ること。                                                                            |                                                                               | 介護保険法<br>第82条第1項         |
| 3 | 虐待の防止のための指針に基準省令の解釈通知に定められている項目を盛り込み、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（委員会の実施）を行うこと。                                                     | 虐待防止委員会は、1人CMなどの小規模事業所でも実施しなくてはならないことに注意してください。                               | 基準省令第27条の2<br>解釈通知       |
| 4 | 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するようにすること。                                                 | 年に1回開催でよいと誤認しているケースが散見されました。                                                  | 基準省令第21条の2第1号            |
| 5 | 感染症の予防及びまん延の防止のための研修に加え、訓練を定期的に実施すること。研修、訓練各々を年1回以上実施するようにすること。感染症の予防及びまん延の防止のための指針にも、研修のみでなく訓練についても記載するようにすること。             | 研修と訓練は別のものとして扱います。同時に実施する場合でも、両方の内容を含むようにして、両方を実施したことがわかるように記録してください。         | 基準省令第21条の2第2号、3号<br>解釈通知 |
| 6 | 介護支援専門員の数、利用者の数（指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に1/3を乗じた数を加えた数）が44又はその端数を増すごとに1となるようにすること。 | CMが担当している利用者の数が44件を超過すると45件目からは減算になりますが、減算すればいいという考え方ではなく、基準違反であることを理解してください。 | 基準省令第2条第2項               |
| 7 | 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないようにするための措置の一環として、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。                                      | 感染症発生時のためのBCPとまん延防止指針は、いずれかを作成していればよいものと誤認していたケースです。基準上は両方必要です。               | 基準省令第19条の2第1項、第21条の2第2号  |
| 8 | 契約書類等に、日付、契約者名のもれなどが散見されたため、全ての書類を確認すること。                                                                                    |                                                                               |                          |

|    |                                                                                                             |                                                                                                                                                  |                                  |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 9  | 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行い、当該アセスメントの結果を記録するようにすること。 | アセスメント、モニタリング等の記録をパソコン上で作成、保存していたが、アセスメントを実施したもののパソコン入力に漏れていたケースです。パソコン上で書類保存を行うことは問題ありませんが、アセスメント、モニタリングを実施した後、入力をせず、メモのまま放置することがないように注意してください。 | 基準省令第13条第7号<br>解釈通知              |
| 10 | 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。                                                                     | 複数のサービスを提供している事業者において、全サービス一体で業務継続計画を作成していたものの、定期的な見直しが行われていなかったケースです。業務継続計画を同様の方法で作成している場合は、事業者と連携して定期的な見直しをするようにしてください。                        | 基準省令第19条の2第3項                    |
| 11 | 業務継続計画、感染症まん延防止、及び虐待防止に関する措置について、事業者との連携が必要と見られる箇所が見受けられたため、今後の対応について事業者と相談、協議を行い、実施すること。                   | 業務継続計画の策定その他の令和6年度改正時において義務化された内容について、理解が不十分だったケースです。                                                                                            | 基準省令第19条の2、第21条の2、第27条の2<br>解釈通知 |
| 12 | ハラスメント防止のための措置を講じるようにすること。                                                                                  | 事業者はハラスメントを防止するための方針を作成していたものの、事業所内に周知が漏れていたケースです。方針作成だけでなく、従業員への周知、啓発も十分に実施するようにしてください。                                                         | 基準省令第19条第4項<br>解釈通知              |
| 13 | 従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう誓約させる際は、誓約書に「退職後においても秘密を保持する」旨の文言を追加して誓約させること。                            | 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は、従業員が退職した後においても保持される必要があります。                                                                                                 | 基準省令第23条第2項<br>解釈通知              |
| 14 | 毎月のモニタリング実施後は、モニタリングの結果として、居宅サービス計画の実施状況の把握、居宅サービス計画の変更の必要性の有無等の情報を記録すること。                                  | モニタリングの記録が日付と利用者の近況に留まっており、居宅サービス計画の実施状況の把握をしたのか確認ができなかったケースです。利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況などを確認し、提供サービスの変更の必要性が生じていないかを検証したことを記録するようにしてください。  | 基準省令第13条第14号<br>解釈通知             |

# 【法令根拠】

基準省令：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日号外厚生省令第38号）

解釈通知：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）